

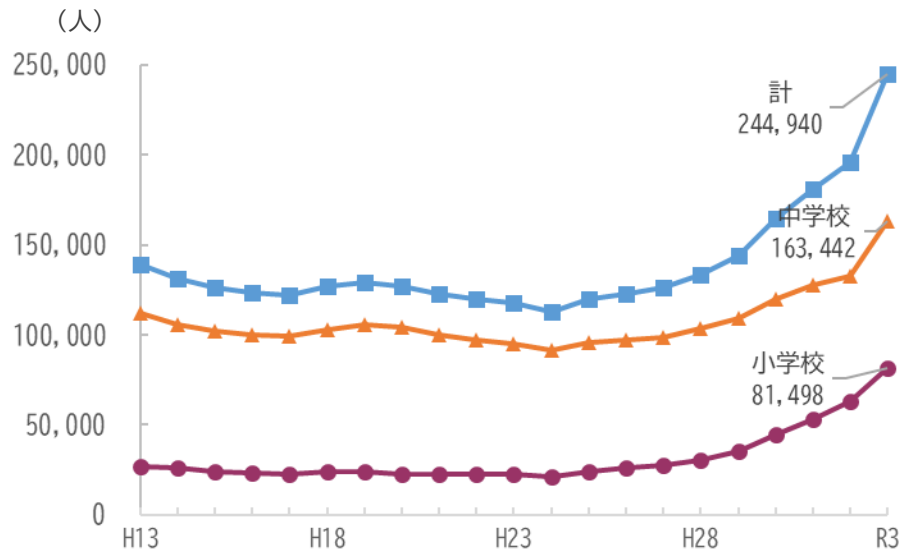
不登校に関する基礎資料

令和5年2月14日

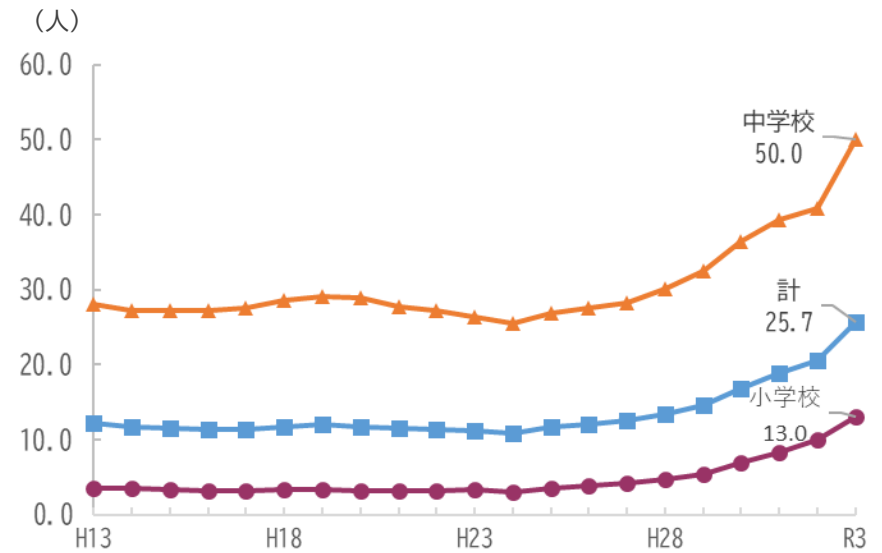
小・中学校における不登校の状況について

- 小・中学校における長期欠席者のうち、不登校児童生徒数は244,940人(前年度196,127人)であり、児童生徒1,000人当たりの不登校児童生徒数は25.7人(前年度20.5人)。
- 不登校児童生徒数は9年連続で増加し、過去最多となっている。

不登校児童生徒数の推移



不登校児童生徒数の推移 (1,000人当たり不登校児童生徒数)



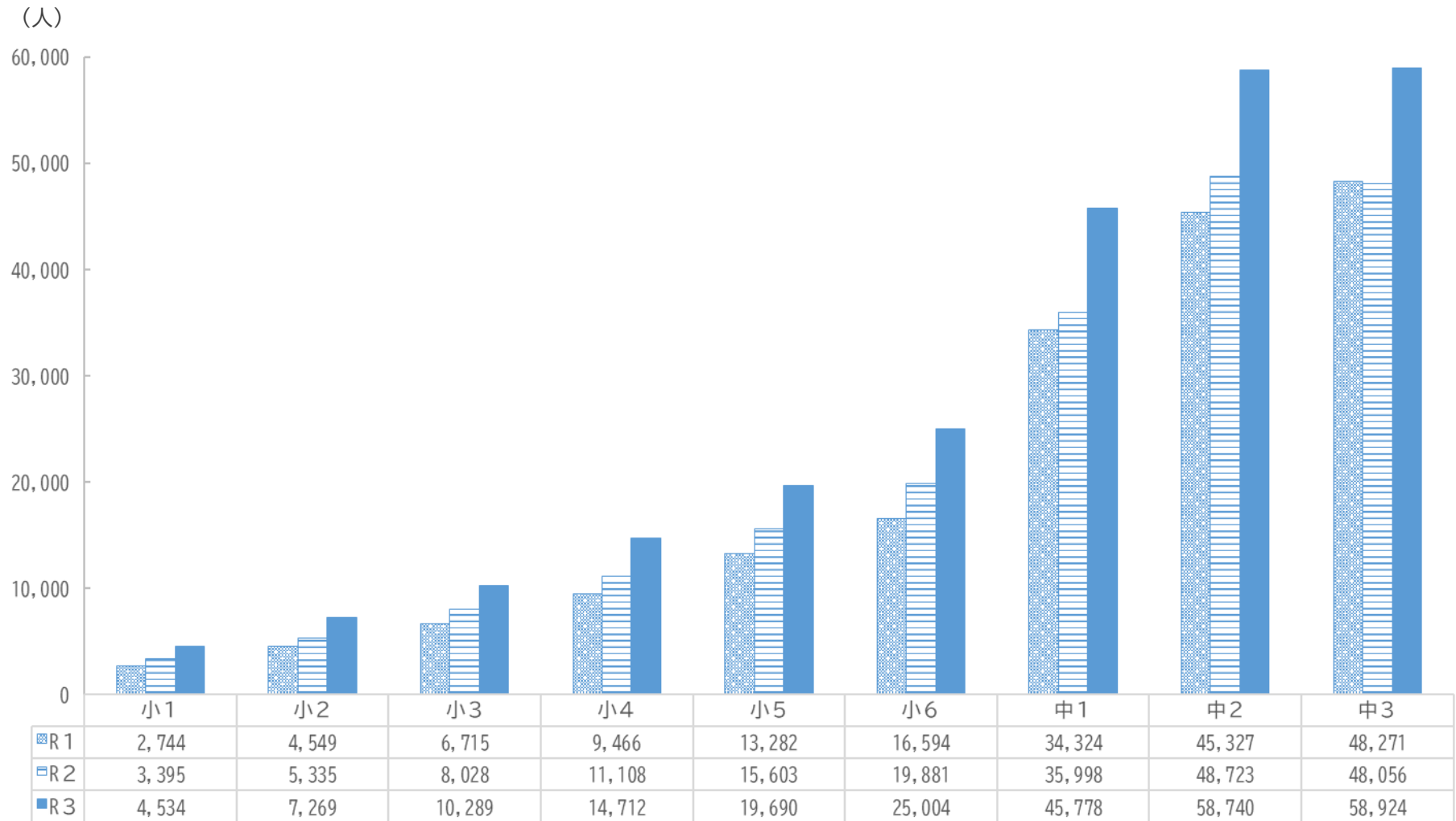
不登校児童生徒数(上段)と1,000人当たりの不登校児童生徒数(下段)

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
小学校	26,511	25,869	24,077	23,318	22,709	23,825	23,927	22,652	22,327	22,463	22,622	21,243	24,175	25,864	27,583	30,448	35,032	44,841	53,350	63,350	81,498
	3.6	3.6	3.3	3.2	3.2	3.3	3.4	3.2	3.2	3.2	3.3	3.1	3.6	3.9	4.2	4.7	5.4	7.0	8.3	10.0	13.0
中学校	112,211	105,383	102,149	100,040	99,578	103,069	105,328	104,153	100,105	97,428	94,836	91,446	95,442	97,033	98,408	103,235	108,999	119,687	127,922	132,777	163,442
	28.1	27.3	27.3	27.3	27.5	28.6	29.1	28.9	27.7	27.3	26.4	25.6	26.9	27.6	28.3	30.1	32.5	36.5	39.4	40.9	50.0
計	138,722	131,252	126,226	123,358	122,287	126,894	129,255	126,805	122,432	119,891	117,458	112,689	119,617	122,897	125,991	133,683	144,031	164,528	181,272	196,127	244,940
	12.3	11.8	11.5	11.4	11.3	11.8	12.0	11.8	11.5	11.3	11.2	10.9	11.7	12.1	12.6	13.5	14.7	16.9	18.8	20.5	25.7

※「不登校」には、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者(ただし、「病気」や「経済的理由」、「新型コロナウイルスの感染回避」による者を除く。)かつ、年度間に30日以上登校しなかった児童生徒を計上。

小・中学校における不登校の状況について

■ 学年別不登校児童生徒数



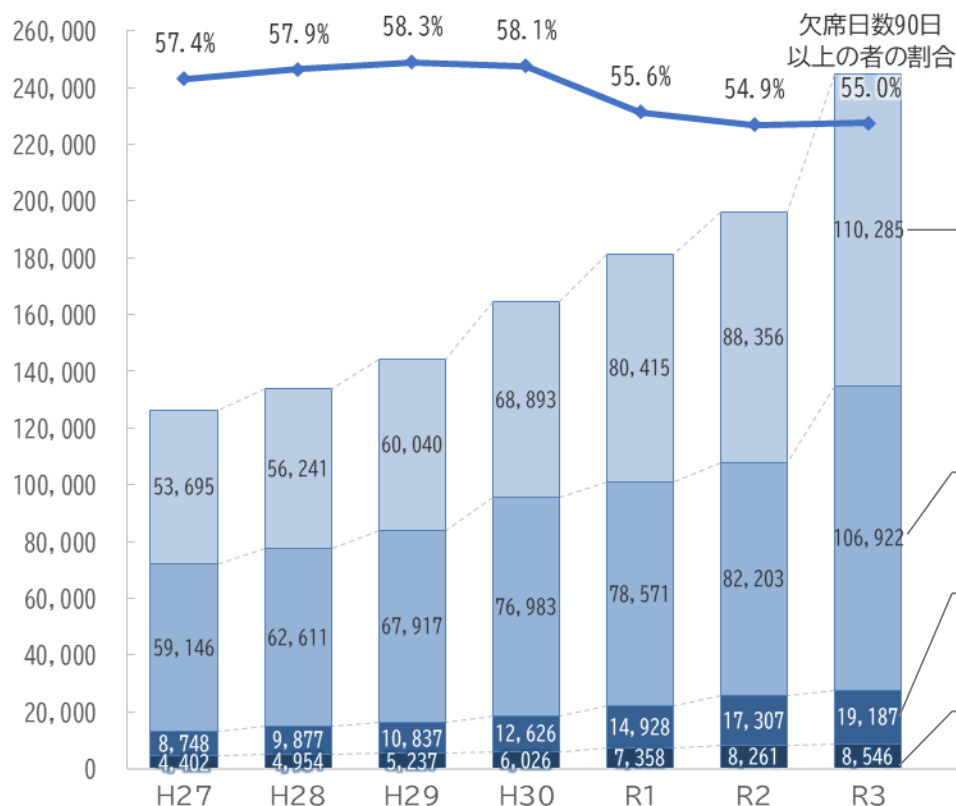
小・中学校における不登校の状況について

● 不登校児童生徒のうち90日以上欠席した者は134,655人(55.0%)であった。

不登校児童生徒の欠席期間別人数

● 推移表(小・中合計)

● 令和3年度の状況



	小中合計	小学校	中学校
不登校児童生徒数	244,940	81,498	163,442
欠席日数30~89日の者	110,285	45,488	64,797
欠席日数90日以上	134,655	36,010	98,645
うち、出席日数11日以上	106,922	29,569	77,353
うち、出席日数1~10日	19,187	4,117	15,070
うち、出席日数0日	8,546	2,324	6,222

※ パーセンテージは、各区分における不登校児童生徒数に対する割合。

※ 出席日数については、学校に登校した日数であり、例えば自宅においてICT等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとした場合など、出席扱いとした日数は含まない。

小・中学校における不登校の状況について

不登校の要因

【国公立】小・中学校

	不登校児童生徒数	学校に係る状況								家庭に係る状況			本人に係る状況		左記に該当なし
		いじめ	いじめを除く友人関係をめぐる問題	教職員との関係をめぐる問題	学業の不振	進路に係る不安	クラブ活動、部活動等への不適応	学校のきまり等をめぐる問題	入学、転編入学、進級時の不適応	家庭の生活環境の急激な変化	親子の関わり方	家庭内の不和	生活リズムの乱れ、あそび、非行	無気力、不安	
小学校	81,498	245 0.3%	5,004 6.1%	1,508 1.9%	2,637 3.2%	160 0.2%	10 0.0%	537 0.7%	1,424 1.7%	2,718 3.3%	10,790 13.2%	1,245 1.5%	10,708 13.1%	40,518 49.7%	3,994 4.9%
中学校	163,442	271 0.2%	18,737 11.5%	1,467 0.9%	10,122 6.2%	1,414 0.9%	843 0.5%	1,184 0.7%	6,629 4.1%	3,739 2.3%	8,922 5.5%	2,829 1.7%	18,041 11.0%	81,278 49.7%	7,966 4.9%
合計	244,940	516 0.2%	23,741 9.7%	2,975 1.2%	12,759 5.2%	1,574 0.6%	853 0.3%	1,721 0.7%	8,053 3.3%	6,457 2.6%	19,712 8.0%	4,074 1.7%	28,749 11.7%	121,796 49.7%	11,960 4.9%

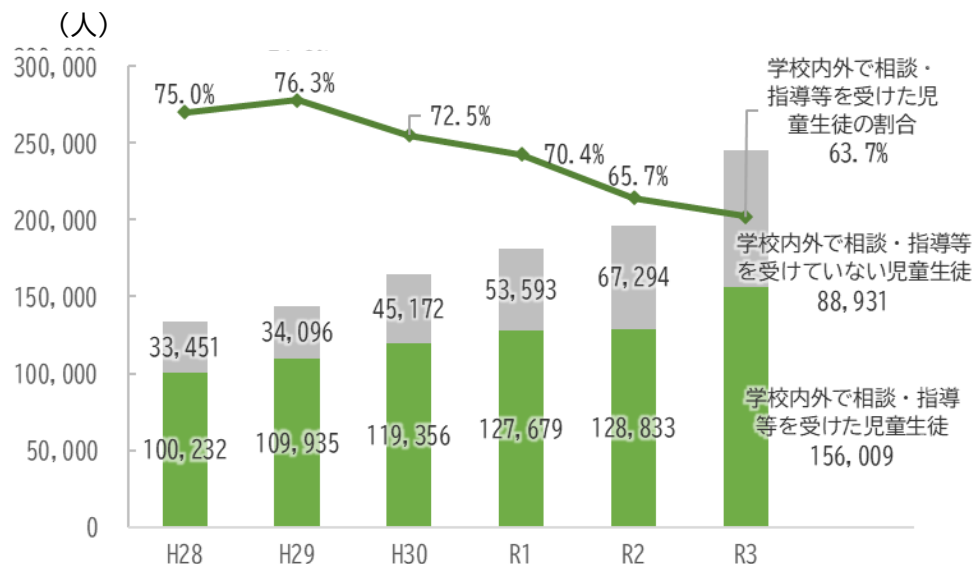
※ 「長期欠席者の状況」で「不登校」と回答した児童生徒全員につき、主たる要因一つを選択。

※ 下段は、不登校児童生徒数に対する割合。

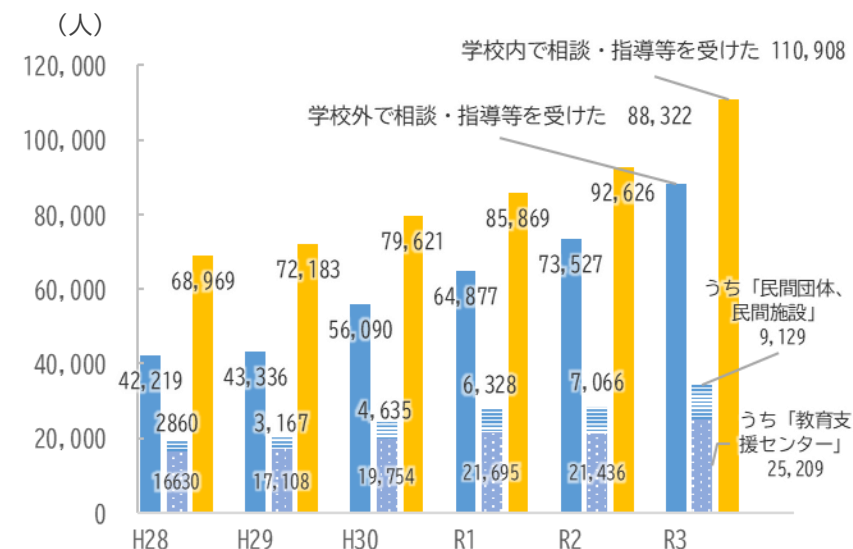
小・中学校における不登校の状況について

- 学校内外の機関等で専門機関等の相談・指導等を受けた不登校児童生徒は約15万6千人(前年度約12万9千人)で、不登校児童生徒に占める割合は63.7%(前年度65.7%)である。
- 特に、学校内外で専門機関等の相談・支援を受けていない児童生徒は約8.9万人、そのうち不登校が長期化(90日以上)している児童生徒が4.6万人おり、喫緊の課題である。

不登校児童生徒が学校内外で相談・指導等を受けた状況

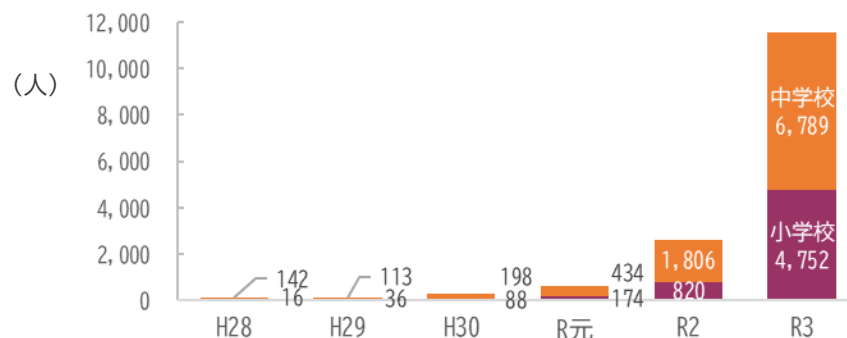


学校内外で相談・指導等を受けた児童生徒の状況



※学校内外の複数の機関で相談・指導等を受けた児童生徒がいるので、内数と合計は一致しない。

自宅におけるICT等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとした児童生徒数

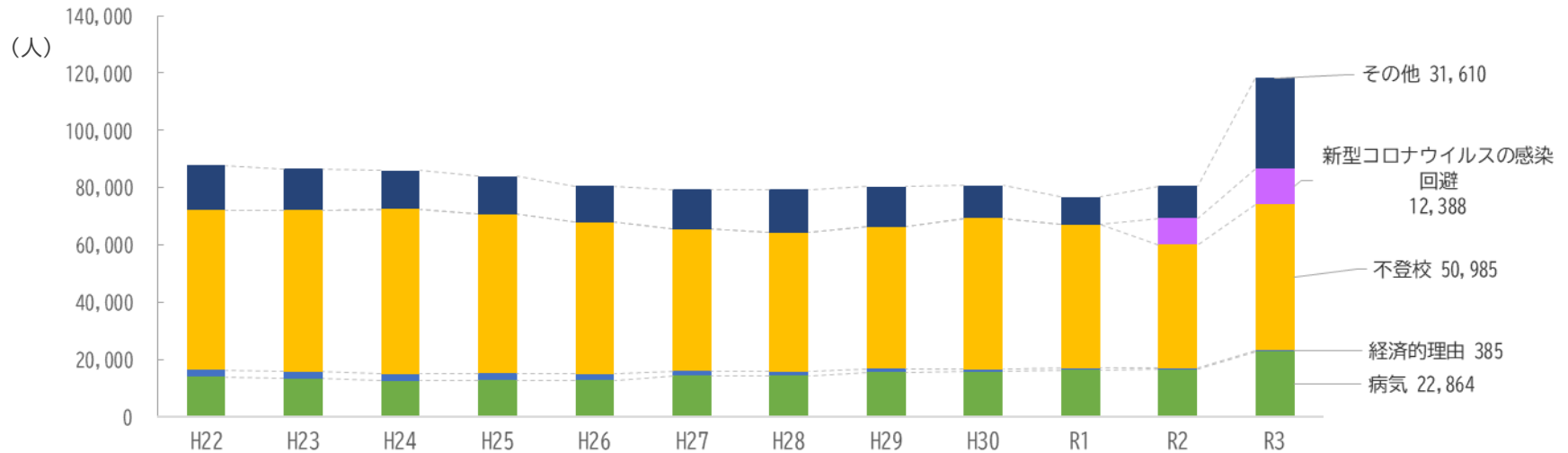


(出典)文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」(令和3年度)

高等学校における長期欠席の状況について

- 高等学校における長期欠席者数は118,232人(前年度80,527人)。
- このうち不登校によるものは50,985人(前年度43,051人)、
新型コロナウイルスの感染回避によるものは12,388人(前年度9,382人)となっている。

高等学校における長期欠席者数の推移



	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
病気	14,010	13,277	12,457	12,794	12,821	14,266	14,394	15,632	15,812	16,358	16,521	22,864
経済的理由	2,278	2,464	2,405	2,281	2,044	1,606	1,263	1,036	764	644	429	385
不登校	55,776	56,361	57,664	55,655	53,156	49,563	48,565	49,643	52,723	50,100	43,051	50,985
新型コロナウイルスの感染回避	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	9,382	12,388
その他	15,724	14,424	13,357	13,235	12,592	13,922	15,169	14,002	11,453	9,673	11,144	31,610
計	87,788	86,526	85,883	83,965	80,613	79,357	79,391	80,313	80,752	76,775	80,527	118,232

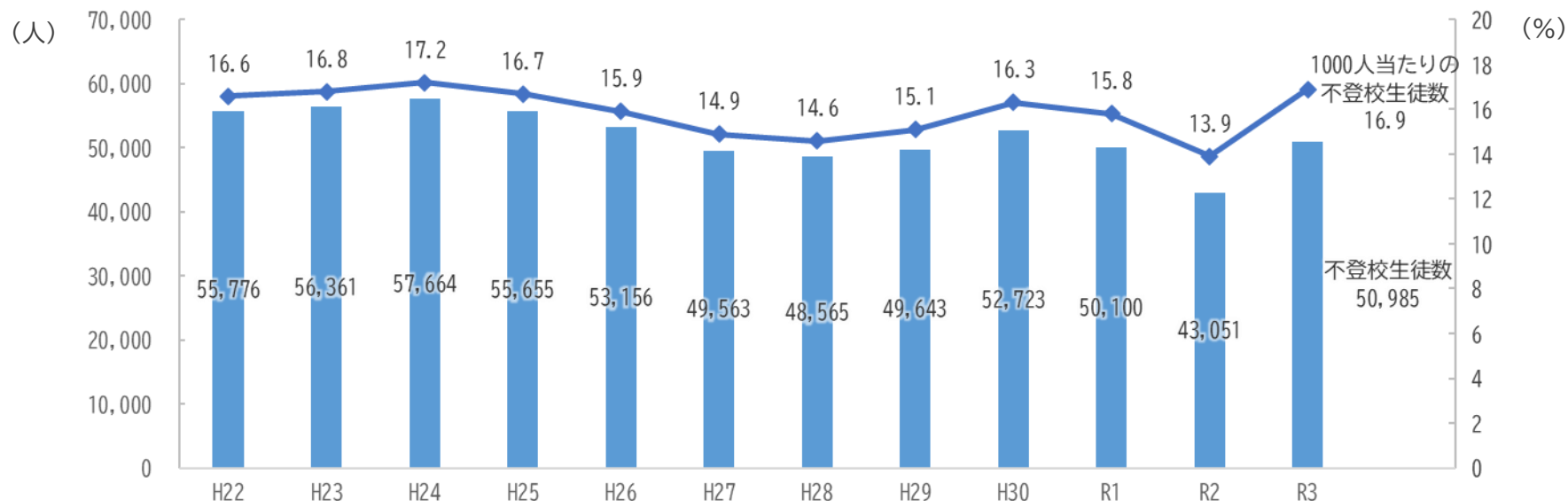
- ※ 令和元年度調査までは、年度間に30日以上欠席した生徒について調査。
- ※ 令和2年度調査から「生徒指導要録」の「欠席日数」欄及び「出席停止・忌引き等の日数」欄の合計の日数により、年度間に30日以上登校しなかった生徒について調査。
- ※ 令和2年度調査から、長期欠席の理由に「新型コロナウイルスの感染回避」を追加。

(出典)文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」(令和3年度)

高等学校における不登校の状況について

- 高等学校における不登校生徒数は50,985人(前年度43,051人)であり、1,000人当たりの不登校生徒数は、16.9人(前年度13.9人)である。

不登校生徒数の推移



- 90日以上欠席した者は、不登校生徒数の17.6%である。

区分	欠席日数30～89日の者		欠席日数90日以上で出席日数11日以上の方		欠席日数90日以上で出席日数1～10日の者		欠席日数90日以上で出席日数0日の者		不登校児童生徒数
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	
国公立計	42,037	82.4%	7,150	14.0%	1,186	2.3%	612	1.2%	50,985

	国公立計	不登校生徒数に対する割合
不登校生徒のうち中途退学に至った者	8,940	17.5%
不登校生徒のうち原級留置になった者	3,006	5.9%

※ 出席日数については、学校に登校した日数であり、例えば自宅においてICT等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとした場合など、出席扱いとした日数は含まない。

令和2年度不登校児童生徒の実態調査 結果の概要

I 調査の趣旨

「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」第16条において、「国は、義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の実態の把握に努める」とされていることを踏まえ、不登校児童生徒への更なる支援の充実等について検討する上での基礎資料とするもの。

II 調査対象期間 令和2年12月1日～令和2年12月28日（令和3年1月19日まで回収分を集計）

III 調査対象

調査時点において、調査への協力が可能と回答のあった対象学校に通う小学校6年生又は中学校2年生で、前年度（令和元年度）に不登校であった者のうち、調査対象期間に、学校に登校又は教育支援センターに通所の実績がある者

IV 調査方法

調査対象校から調査対象児童生徒及び保護者への調査票の配付及び調査対象児童生徒及び保護者から調査実施業者への直接送付

V 回収状況

	児童生徒	保護者
小学6年生	713件(回収率11.7%)	754件(回収率12.4%)
中学2年生	1,303件(回収率8.2%)	1,374件(回収率8.6%)



調査結果のポイント①

1 不登校児童生徒の個々の状況

- 「最初に学校に行きづらいつ感じ始めたきっかけ」（複数回答）は「先生のこと」（小学生30%、中学生28%）、「身体の不調」（小学生27%、中学生33%）、「生活リズムの乱れ」（小学生26%、中学生26%）、「友達のこと」（小学生25%、中学生26%）など、特定のきっかけに偏らず、そのきっかけは多岐にわたる結果となった。
- 「学校を休んでいる間の気持ち」（複数回答）は、「ほっとした・楽な気持ちだった」（小学生70%、中学生69%）、「自由な時間が増えてうれしかった」（小学生66%、中学生66%）が一定の割合を占めた一方で、「勉強の遅れに対する不安があった」（小学生64%、中学生74%）、「進路・進学に対する不安があった」（小学生47%、中学生69%）「学校の同級生がどう思っているか不安だった」（小学生64%、中学生72%）と回答した割合も高く、不登校児童生徒が抱える様々な不安が明らかとなった。また、「学校を多く休んだことに対する感想」（単一回答）は、「もっと登校すればよかったと思っている」（小学生25%、中学生30%）、「しかたがなかったと思う」（小学生17%、中学生15%）「登校しなかったことは自分にとってよかったと思う」（小学生13%、中学生10%）であり、欠席していた期間の意義の捉え方がそれぞれに異なることが分かった。
- 保護者から回答を得た「欠席時の子どもの状況」（複数回答）について、約半数に「極度に落ち込んだり悩んだりしていた」「原因がはっきりしない腹痛、頭痛、発熱などがあつた」などが見られ、精神・身体面の不安定な状況がうかがえる。また、保護者による「子どもとのかかわり」（複数回答）では、約8～9割の保護者が「日常会話や外出など、子どもとの普段の接触を増やした」「子どもの気持ちを理解するよう努力した」と回答した一方で、「子どもの進路や将来について不安が大きかった」「子どもにどのように対応しているのかわからなかった」との回答も多く、保護者が抱える不安や困難が明らかとなった。

2 児童生徒の状況に応じた多様な支援の必要性

- 「相談しやすい方法」（複数回答）では、「直接会って話す」（小学生49%、中学生46%）「メールやSNS」（小学生29%、中学生42%）といずれの手段も高い割合だった。なお、両方を重複して選択した割合は低く、状況に応じて相談方法を選択できることが重要であることが明らかとなった。

調査結果のポイント②

- 「最初のきっかけとは別の学校に行きづらくなる理由」（複数回答）について、「ある」と回答があった児童生徒のうち、「勉強が分からない」（小学生31%、中学生42%）との回答が最も高い割合であった。また、「学校に戻りやすいと思う対応」（複数回答）では、「個別に勉強を教えてもらえること」（小学生11%、中学生13%）が一定の割合を占め、学習支援の重要性が示唆される。
- 「休みたいと感じ始めてから実際に休み始めるまでの間に、どのようなことがあれば休まなかったと思うか（実際にあったことを含む）」（複数回答）では、「特になし」（小学生56%、中学生57%）が多くを占め、特に180日以上欠席した児童生徒ではその傾向が顕著であった。また、保護者からの回答では、「支援機関等の対応への評価」（単一回答）において、「教育支援センター（適応指導教室）等の公的支援機関」について「利用できる環境であるが利用していない」（小学生29%、中学生34%）が一定数を占めており、支援の必要を認識していないことや、相談先が分からないことなどから支援につながっていないと考えられる児童生徒や保護者への、相談窓口の周知やアウトリーチ型支援が必要である。

3 不登校の初期段階からの早期支援の重要性

- 「休みたいと感じ始めてから実際に休み始めるまでの期間」（単一回答）では、「1か月未満」（小学生27%、中学生32%）、「1か月以上6ヶ月未満」（小学生20%、中学生23%）を合わせて、5割程度が1か月～半年程度で休み始めている。さらにその間に、「学校に行きづらいことについて相談した相手」（複数回答）は家族（小学生53%、中学生45%）は一定の割合を占めているものの、「誰にも相談しなかった」（小学生36%、中学生42%）も多く、早期に家族以外に相談できている割合は低いことが明らかとなった。
- 児童生徒が最初に30日以上欠席をした時期によって低学年群、中学年群、高学年群に分類し、「休みたいと感じ始めてから実際に休み始めるまでの期間に相談した相手」（複数回答）を見ると、「誰にも相談しなかった」の割合は「高学年群」（小学生37%、中学生46%）や「中学年群」（小学生34%、中学生38%）と比べ「低学年群」（小学生38%、中学生49%）が高くなっており、低学年の児童生徒への積極的な支援が必要である。

小・中学校における不登校児童生徒への対策について

●現状

- 令和3年度は、不登校児童生徒のうち、63.7%(156,009人)が学校内外で相談・指導を受けている。
 学校内:110,908人(45.3%) うちSC、専門員等85,416人(34.9%)
 学校外:88,322人(36.1%) うち教育支援センター25,209人(10.3%)、民間団体・民間施設9,129人(3.7%)
 ※割合は全不登校児童生徒に対するもの。また、学校内外の複数機関で相談・指導を受けた児童生徒がいるので、内数と合計は一致しない。
- 相談・指導を受けていない不登校児童生徒は**36.3%(88,931人)**おり、新たなアプローチによる対策が必要。

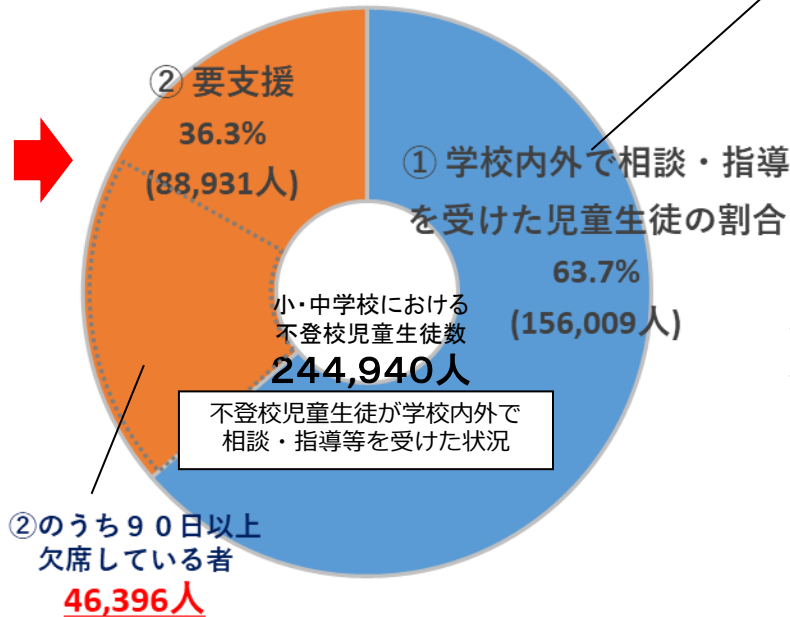
●これまでの文部科学省の不登校対策

- SC(全小中学校27,500校)、SSW(全中学校区10,000校区)の基礎配置に加え、重点的な配置校数を加算
- 教育支援センターの設置推進やフリースクール等の民間団体との連携促進
- スクリーニング等により課題を抱えた児童生徒の早期発見・対応
- 自宅等におけるICT等を活用した学習支援の実施
- 全都道府県等での不登校特例校の設置促進

誰一人取り残さない不登校施策の展開

現在支援が届いていない層への新たなアプローチ

- 有識者会議における**不登校の要因・ニーズ分析**
- 教育支援センターのアウトリーチ型支援**(家庭訪問等)
- 引きこもり児童生徒に対する**ICT等を活用したSC・SSWによる支援**
- こども家庭庁による**居場所づくり**(NPOや子供食堂等)との連携
- 不登校特例校の全国的展開**を強力に推進



内訳(主なもの)

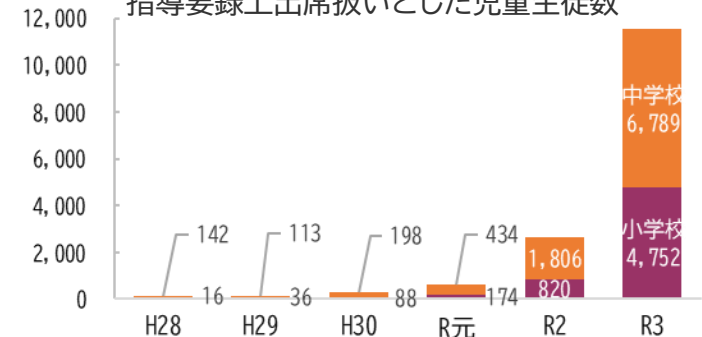
【学校外】

- ①教育支援センター: 25,209人
- ②教育委員会及び教育センター等
教育委員会所管の機関(①を除く): 17,753人
- ③児童相談所,福祉事務所: 10,973人
- ④病院,診療所: 34,283人
- ⑤民間団体,民間施設: 9,129人

【学校内】

- ①養護教諭: 43,527人
- ②SC,相談員等: 85,416人 ← **SC・SSWの配置充実**

自宅におけるICT等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとした児童生徒数



義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（概要）

【議員立法 平成28年12月14日公布】

I. 総則(第1条～第6条)

目的 教育基本法及び児童の権利に関する条約等の趣旨にのっとり、不登校児童生徒に対する教育機会の確保、夜間等において授業を行う学校における就学機会の提供その他の義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等を総合的に推進

基本理念

- 1 全児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、学校における環境の確保
- 2 不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の状況に応じた必要な支援
- 3 不登校児童生徒が安心して教育を受けられるよう、学校における環境の整備
- 4 義務教育の段階の普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の意思を尊重しつつ、年齢又は国籍等にかかわらず、能力に応じた教育機会を確保するとともに、自立的に生きる基礎を培い、豊かな人生を送ることができるよう、教育水準を維持向上
- 5 国、地方公共団体、民間団体等の密接な連携

国の責務、地方公共団体の責務、財政上の措置等について規定

II. 基本指針(第7条)

- 1 文部科学大臣は、基本指針を定め、公表する
- 2 作成又は変更するときは、地方公共団体及び民間団体等の意見を反映させるための措置を講ずる

III. 不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等(第8条～第13条)

国及び地方公共団体は、以下の措置を講じ、又は講ずるよう努める

- 1 全児童生徒に対する学校における取組への支援に必要な措置
- 2 教職員、心理・福祉等の専門家等の関係者間での情報の共有の促進等に必要な措置
- 3 不登校特例校及び教育支援センターの整備並びにそれらにおける教育の充実等に必要な措置
- 4 学校以外の場における不登校児童生徒の学習活動、その心身の状況等の継続的な把握に必要な措置
- 5 学校以外の場での多様で適切な学習活動の重要性に鑑み、個々の休養の必要性を踏まえ、不登校児童生徒等に対する情報の提供等の支援に必要な措置

IV. 夜間等において授業を行う学校における就学の機会の提供等(第14条・第15条)

- 1 地方公共団体は、夜間等において授業を行う学校における就学の機会の提供等を講ずる
- 2 都道府県及び区域内の市町村は、1の事務の役割分担等を協議する協議会を組織することができる
構成員：①都道府県の知事及び教育委員会、②都道府県内の市町村長及び教育委員会、③民間団体等

V. 教育機会の確保等に関するその他の施策(第16条～第20条)

- | | |
|--------------------------------|---|
| 1 実態把握及び学習活動に対する支援の方法に関する調査研究等 | 5 学校生活上の困難を有する児童生徒等からの教育及び福祉をはじめとする各種相談に総合的に対応する体制の整備 |
| 2 国民の理解の増進 | |
| 3 人材の確保等 | |
| 4 教材の提供その他の学習の支援 | |

VI. その他

- | | |
|--|--|
| 1 公布日から2月後に施行(IV.は、公布日から施行) | 3 政府は、多様な学習活動の実情を踏まえ、施行後3年以内に検討を加え、教育機会の確保等の在り方の見直しを含め、必要な措置を講ずる |
| 2 政府は、速やかに、必要な経済的支援の在り方について検討し、必要な措置を講ずる | |

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針（概要）

（平成29年3月31日 文部科学大臣決定）

1. 教育機会の確保等に関する基本的事項

- 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等の意義・現状
- 基本指針の位置付け
- 基本的な考え方
 - ・ 不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等
 - ◆ 魅力あるより良い学校づくりを目指すこと
 - ◆ 不登校児童生徒の社会的自立を目指すこと
 - ◆ 就学に課題を抱える外国人の子供に対する配慮が必要
 - ◆ 不登校というだけで問題行動であると受け取られないよう配慮すること
 - ◆ 不登校児童生徒の意思を十分に尊重しつつ、個々の児童生徒の状況に応じた支援を行うこと 等
- ・ 夜間中学等における就学の機会の提供等 → 設置の促進や多様な生徒の受入れを推進することが必要
- ・ 国、地方公共団体、民間の団体その他の関係者の相互の密接な連携の下で施策を実施

2. 不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等に関する事項

- 児童生徒が安心して教育を受けられる魅力ある学校づくり
 - ・ 魅力あるより良い学校づくり
 - ・ いじめ、暴力行為、体罰等を許さない学校づくり
 - ・ 児童生徒の学習状況等に応じた指導・配慮の実施
- 不登校児童生徒に対する効果的な支援の推進
 - ・ 個々の不登校児童生徒の状況に応じた支援の推進
 - 不登校児童生徒や保護者の意思を尊重しつつ、状況把握及び関係機関等との情報共有などの継続した組織的・計画的な支援の推進 等
 - ・ 不登校児童生徒に対する多様で適切な教育機会の確保
 - 不登校特例校・教育支援センターの設置促進、教育委員会・学校と民間団体の連携等による支援の推進、多様で適切な学習活動の重要性及び休養の必要性を踏まえた支援 等
 - ・ 不登校等に関する教育相談体制の充実
 - 教員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係機関が連携した体制構築の促進 等

3. 夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供等に関する事項

- 夜間中学等の設置の促進等
 - ・ 設置の促進
 - ニーズの把握や設置に向けた準備の支援、法第15条に基づく協議会の設置・活用、広報活動の推進
 - ・ 既設の夜間中学等における教育活動の充実
 - ・ 自主夜間中学に係る取組
- 夜間中学等における多様な生徒の受入れ
 - ・ 義務教育未修了者に加え、外国籍の者、入学希望既卒者、不登校となっている学齢生徒など、多様な生徒の受入れを図る

4. その他教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するために必要な事項

- 調査研究等
- 人材の確保等
- 相談体制等の整備
- 国民の理解の増進
- 教材の提供その他の学習支援

【背景】 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」の施行状況の検討等に際し、過去の不登校施策に関する通知における不登校児童生徒の指導要録上の出席扱いに係る記述について、法や基本指針の趣旨との関係性について誤解を生じるおそれがあるとの指摘があったことから、当該記述を含めこれまでの不登校施策に関する通知について改めて整理し、まとめた。

【概要】

1 不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方

- ・不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること
- ・不登校児童生徒が主体的に社会的自立や学校復帰に向かうよう、不登校のきっかけや継続理由に応じて、適切な支援や働き掛けを行う必要があること

2 学校等の取組の充実

- ・不登校児童生徒が生じないような魅力あるよりよい学校づくりを目指すほか、児童生徒の学習状況等に応じた指導・配慮を実施すること
- ・校長のリーダーシップの下、教員だけでなくスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとも連携協力し、組織的な支援体制を整えること
- ・個々の状況に応じて、教育支援センター、不登校特例校、フリースクールなどの民間施設、ICTを活用した学習支援など多様な教育機会を確保すること

3 教育委員会の取組の充実

- ・研修などの体系化とプログラムの一層の充実を図り、不登校に関する知識や理解などを身に付けさせ、教員の資質向上を図ること
- ・教育支援センターの整備充実を進めるとともに、教育支援センターを中核とした不登校児童生徒やその保護者を支援するネットワークを整備すること
- ・訪問型支援など保護者への支援の充実を図るほか、日頃から民間施設とも積極的に情報交換や連携に努めること

学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いについて

学校外の施設における相談・指導が不登校児童生徒の社会的な自立を目指すものであり、かつ、不登校児童生徒が現在において登校を希望しているか否かにかかわらず、不登校児童生徒が自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるような個別指導等の適切な支援を実施していると評価できる場合、下記の要件を満たせば、校長は指導要録上出席扱いとすることができる。

【要件等】

- ★保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること
- ★民間施設における相談・指導が適切であるかどうかは、「民間施設についてのガイドライン」を参考に、校長が教育委員会と連携して判断すること
- ★当該施設に通所又は入所して相談・指導を受けること
- ★学習成果を評価に反映する場合には、当該施設における学習内容等が学校の教育課程に照らし適切であると判断できること



自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱いについて

義務教育段階の不登校児童生徒が自宅においてICT等を活用した学習活動を行うとき、その学習活動が、当該児童生徒が現在において登校を希望しているか否かにかかわらず、自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるような学習活動であり、かつ、児童生徒の自立を助けるうえで有効・適切であると判断する場合、下記の要件を満たせば、校長は指導要録上出席扱いとすることができる。

【要件等】

- ★保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること
- ★ICTや郵送、FAXなどを活用して提供される学習活動であること
- ★訪問等による対面指導が適切に行われること
- ★当該児童生徒の学習の理解の程度を踏まえた計画的なプログラムであること
- ★校長は、対面指導や学習活動の状況等を十分把握すること
- ★学習成果を評価に反映する場合には、学習内容等がその学校の教育課程に照らし適切であると判断できること



不登校児童生徒への支援施策

- 個々の不登校児童生徒の状況に応じた支援の充実に向け、教育支援センターの取組支援や、出席扱いの措置、教育課程の弾力化等に取り組んでいる。

・教育支援センターの設置の推進

不登校児童生徒の社会的自立に向けた指導・支援を担う「教育支援センター」の設置を推進
(令和3年度:1,634施設(R2:1,579施設))

・不登校児童生徒を対象とした学校の設置に係る教育課程の弾力化(不登校特例校)

不登校児童生徒を対象として、その実態に配慮した特別の教育課程を編成する必要があると認められる場合、指定を受けた特定の学校において教育課程の基準によらずに特別の教育課程を編成
【特区措置を平成17年7月6日付け初等中等教育局長通知により全国化】

・不登校児童生徒に対する支援推進事業

不登校児童生徒支援に係る関係機関の連携体制の整備や学校以外の場における不登校児童生徒の支援を推進
【令和2年度に創設】

・教育相談体制の充実

不登校を含め様々な課題を抱える児童生徒への相談体制の強化に向け、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置やSNS等を活用した相談体制の構築を推進

・指導要録上の出席扱いについての措置等

小・中・高等学校の不登校児童生徒が教育支援センター(適応指導教室)や民間施設など学校外の機関で指導等を受ける場合や、自宅においてICT等を活用して行った学習活動について、一定の要件を満たすときは指導要録上「出席扱い」にできる
【令和元年10月25日付け初等中等教育局長通知(義務教育)】
【平成21年3月12日付け初等中等教育局長通知(高等学校)】

また、指導要録上「出席扱い」となった児童生徒を対象に、通学定期乗車券制度(いわゆる「学割」)を適用
【平成5年3月19日付け初等中等教育局中学校課長通知(義務教育)】
【平成21年3月12日付け初等中等教育局長通知(高等学校)】

教育支援センターにおける不登校児童生徒への支援について

○ 教育支援センター

教育支援センターとは、不登校児童生徒等に対する指導を行うために教育委員会及び首長部局が、教育センター等学校以外の場所や学校の余裕教室等において、集団生活への適応や情緒の安定、基礎学力の補充等のため、児童生徒の在籍校と連携をとりつつ、組織的、計画的な支援を行う組織として設置したもの。

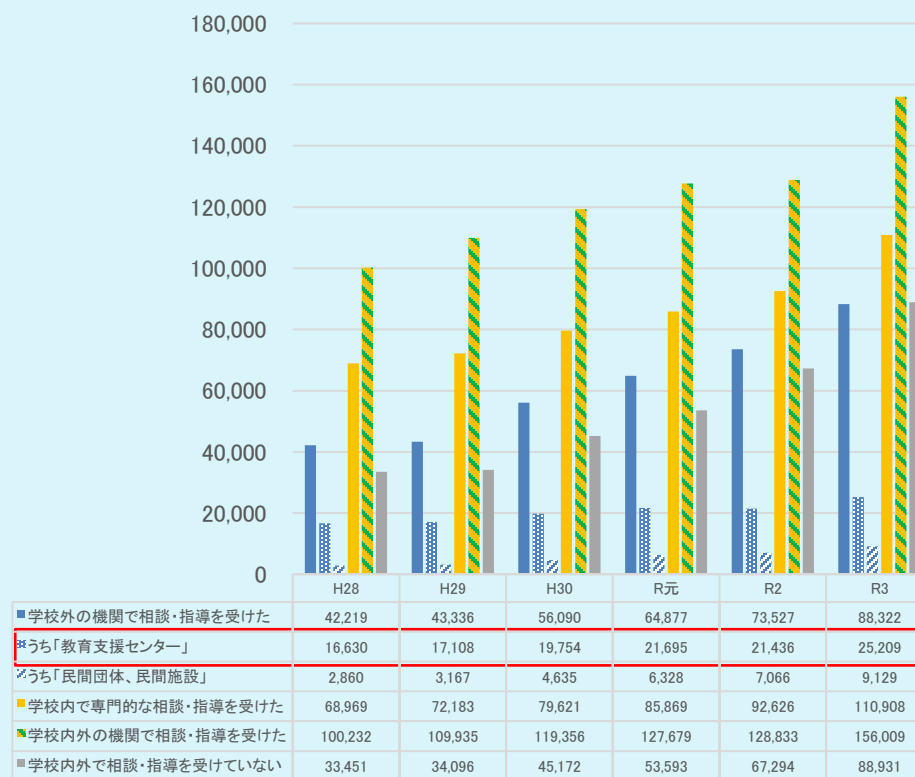
【全国の設置数・利用児童生徒数(令和3年度)】

- 設置数 : 1,634箇所 (R2:1,579箇所)
- 利用児童生徒数 : 25,209人
(不登校児童生徒の10.3%)

【教育支援センターにおける活動例】

- ・ カウンセリング等を通じた教育相談活動
(カウンセリング、グループ面接)
- ・ 教科学習の指導
(児童生徒が自分で立てた学習計画に沿った学習支援)
- ・ 自然体験や社会体験等を通じた体験活動
(自然の中での宿泊キャンプ、ボランティア活動等)
- ・ グループ活動
(陶芸、調理実習、手芸、ゲーム、軽スポーツ等)

不登校児童生徒のうち学校内外で相談・指導等を受けた人数

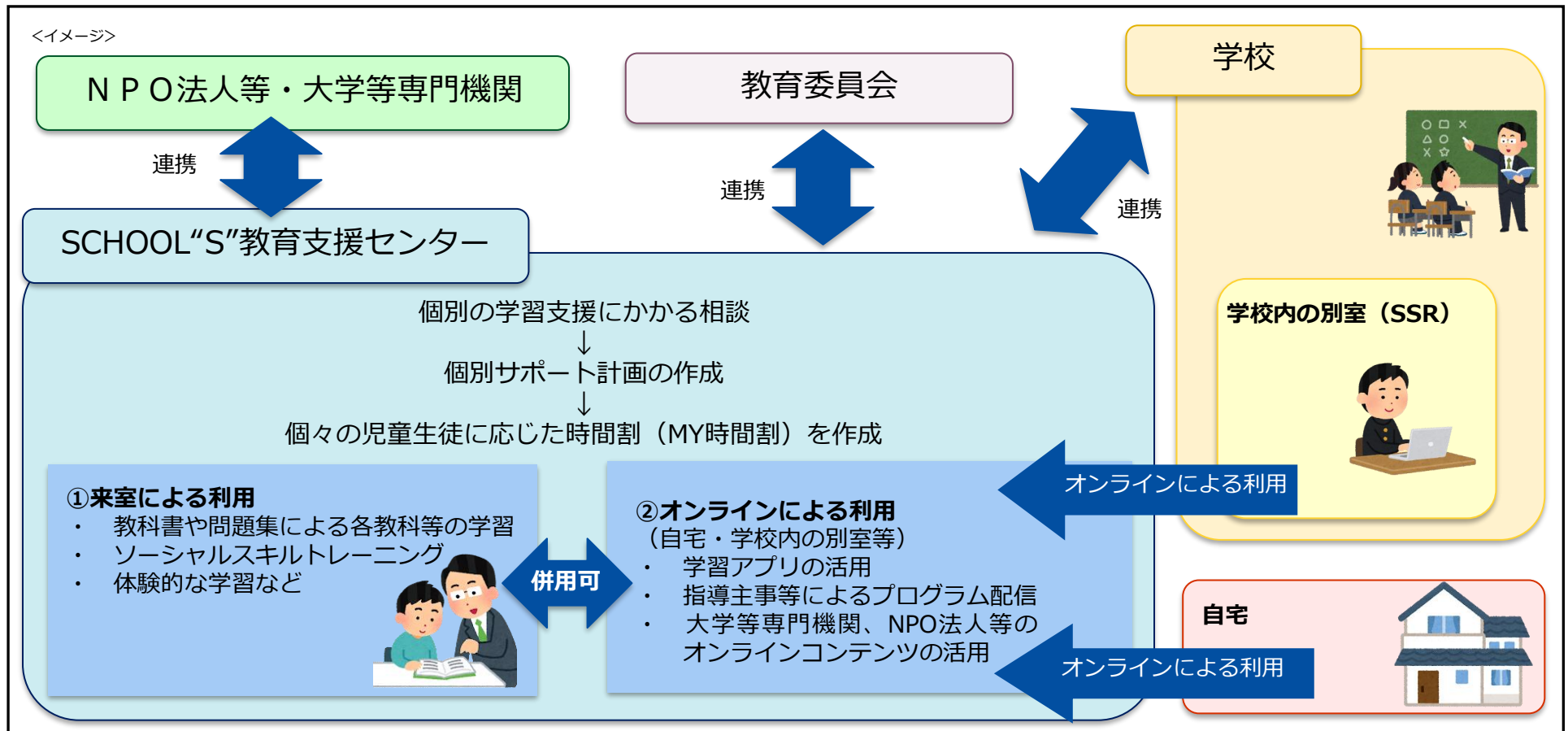


(出典)児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査

教育支援センターを活用した支援事例について（広島県）

支援内容

- 教育支援センターでの来室による支援として、教科書や問題集による各教科等の学習、ソーシャルスキルトレーニング、体験的な活動などを実施。
- 教育支援センターからのオンライン配信による支援として、学習アプリの活用、指導主事等によるプログラム配信、大学等専門機関、NPO法人等のオンラインコンテンツの活用などを実施。
- また、指導主事等は、アセスメント、個別サポート計画の作成、個別サポート計画に基づいた個別の支援に係る相談、児童生徒との話し合いによる個々が学びたい内容や回数を踏まえた時間割（MY時間割）の作成支援、児童生徒との話し合いによる個々の目標に向けた振り返りの実施と次の段階の目標設定を行う。



不登校児童生徒等を対象とする特別の教育課程の編成(特例校)について

特区「不登校児童生徒等を対象とした学校設置に係る教育課程弾力化事業」の閣議決定(平成16年12月10日)に基づき、平成17年学校教育法施行規則の改正により全国化した。

なお、「経済財政運営と改革の基本方針2022」(令和4年6月7日閣議決定)においても、「ICTも効果的に活用し、**不登校特例校の全都道府県等での設置や指導の充実の促進**、SC・SSWの配置の促進等を通じた重大ないじめ・自殺や不登校への対応(中略)を図る」とされている。

不登校児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があると認められる場合、特定の学校において教育課程の基準によらずに特別の教育課程を編成することができる。

具体的な仕組の概要

- 相当の期間小学校、中学校、高等学校を欠席していると認められる児童生徒、高等学校を退学し、その後高等学校に入学していないと認められる者又は高等学校の入学資格を有するが、高等学校に入学していないと認められる者を対象として、その実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要がある場合。

※学校教育法施行規則

第56条(小学校)、第79条(中学校)、第86条(高等学校)、第108条(中等教育学校)

- 特別の教育課程を編成することを希望する学校を設置する地方自治体の教育委員会、国立大学法人、学校法人が文部科学大臣に申請書を提出。



文部科学大臣は、申請内容を審査し、学校教育法等の観点から支障がないと認められるときは当該学校を指定。

(参考) 令和4年4月現在、開校している学校は全国で21校

- ・八王子市立高尾山学園小学部・中学部(平成16年4月～)
- ・学科指導教室「ASU」※小・中学校(平成16年4月～)
- ・鹿児島城西高等学校 普通科(ドリームコース)(平成18年4月～)
- ・京都市立洛友中学校(平成19年4月～)
- ・星槎名古屋中学校(平成24年4月～)
- ・西濃学園中学校(平成29年4月～)
- ・東京シューレ江戸川小学校(令和2年4月～)
- ・福生市立福生第一中学校(令和2年4月～)
- ・大田区立御園中学校(令和3年4月～)
- ・大和市立引地台中学校(令和4年4月～)
- ・世田谷区立世田谷中学校(令和4年4月～)
- ・京都市立洛風中学校(平成16年10月～)
- ・星槎中学校(平成17年4月～)
- ・東京シューレ葛飾中学校(平成19年4月～)
- ・日本放送協会学園高等学校(平成20年4月～)
- ・星槎もみじ中学校(平成26年4月～)
- ・調布市立第七中学校はしうち教室(平成30年4月～)
- ・岐阜市立草潤中学校(令和3年4月～)
- ・星槎高等学校(令和2年4月～)
- ・宮城県富谷市立富谷中学校(令和4年4月～)
- ・三豊市立高瀬中学校(令和4年4月～)

特例校の設置状況

	学校名	管理機関	所在地	事業の概要
1	八王子市立高尾山学園小学部・中学校 (平成16年4月開校)	八王子市教育委員会	東京都八王子市	不登校児童生徒のための市立小中一貫校。学年を超えた習熟度別ステップ学習や小学校1・2年次における「総合的な学習の時間」の導入、多様な体験活動などを行う。
2	京都市立洛風中学校 (平成16年10月開校)	京都市教育委員会	京都府京都市	不登校生徒のための市立中学校。実社会と直結した実践的な体験活動や京都の特性を活かした文化・芸術・ものづくり活動などを行う。
3	学科指導教室「ASU」 (平成16年4月開校)※小・中学校	大和郡山市教育委員会	奈良県大和郡山市	不登校児童生徒の学習の場として、学科指導教室「ASU」を設置し、学年を超えた習熟度別指導、児童生徒の興味・関心に応じた多様な体験活動などを行う。
4	星槎中学校 (平成17年4月開校)	学校法人国際学園	神奈川県横浜市	不登校生徒に対し、個別指導計画を作成し、習熟度別クラス編成や体験学習等の導入を行うとともに、授業時数を増やして指導を行う。
5	鹿児島城西高等学校 普通科(ドリームコース) (平成18年4月開校)	学校法人日章学園	鹿児島県日置市	「産業社会と人間」、「進路研究(自己理解)」等を学校設定科目として設け、不登校状態がそれぞれ異なる個々の生徒に、きめ細かな指導と弾力性を持った教育を提供する。
6	東京シューレ葛飾中学校 (平成19年4月開校)	学校法人東京シューレ学園	東京都葛飾区	道徳及び特別活動の時間を統合した「コミュニケーションタイム」を新設し、話し合い、共に協力しあいながら、自分達のやりたいことを実現していく方法等を学ばせる。
7	京都市立洛友中学校 (平成19年4月開校)	京都市教育委員会	京都府京都市	学齢超過の義務教育未修者を対象とする二部学級を設置する中学校。二部学級の生徒とのふれあい等を通して、学習意欲向上と集団への適応を目指す。
8	NHK学園高等学校 (平成20年4月開校)	学校法人日本放送協会学園	東京都国立市	「生活実習」や「職業技術科目」等により、実習・体験型の学習による達成経験の積み重ねなどを通じて、生徒の社会性や自立性の育成、活動意欲や学習意欲の向上を促す。
9	星槎名古屋中学校 (平成24年4月開校)	学校法人国際学園	愛知県名古屋市	「基礎学力」及び「社会に適應する能力」向上を目指した特別な教育課程を編成し、指導を行う。また、生徒の興味や関心、適性をふまえた学習意欲を高めるための指導を充実するために特別な教育課程を編成し、指導を行う。
10	星槎もみじ中学校 (平成26年4月開校)	学校法人国際学園	北海道札幌市	「ベーシック」及び「ソーシャルスキルトレーニング」を教育課程に位置付け、個々の生徒の学習の到達度に合わせた指導を行うとともに、人間関係の構築に必要なスキルを重点的に指導することにより、「基礎学力」及び「社会に適應する能力」の向上を目指す。
11	西濃学園中学校 (平成29年4月開校)	学校法人西濃学園	岐阜県揖斐郡	「コラボレイト」を新しく教育課程に位置付け、国語、社会及び総合的な学習の時間を融合した授業を実施する。寮を持つ学校であり、学習及び生活指導を一貫して行う。
12	調布市立第七中学校はしうち教室 (平成30年4月開校)	調布市教育委員会	東京都調布市	体験活動等で考えたこと等を、各教科で身に付けた力を活用し生徒の得意とする手法で独創的に表現する「表現科」や、不登校による未学習部分を補うため、一人一人の状況に合わせ学習を行う「個別学習」の時間を新しく教育課程として位置付ける。
13	東京シューレ江戸川小学校 (令和2年4月開校)	学校法人東京シューレ学園	東京都江戸川区	「いろいろタイム」を教科として新設し、自然体験や文化体験等の体験活動を通じて、児童の学習意欲の向上や自主性・創造性・社会性の育成を目指す。
14	岐阜市立草淵中学校 (令和3年4月開校)	岐阜市教育委員会	岐阜県岐阜市	「セルフデザイン」を教科として新設し、音楽、美術、技術・家庭科において各自テーマを設定して発展的な学習を行い、生徒の個性を伸ばしつつ自己肯定感の育成を目指す。
15	福生市立福生第一中学校 (令和2年4月開校)	福生市教育委員会	東京都福生市	「プロジェクト学習」を教科として新設し、各教科を横断的・合科的に扱い、自分が興味を持ったことについて自ら探究し、自分なりの答えにたどり着くことにより、探究し続けられる力や自発的に行動する力の育成を目指す。
16	星槎高等学校 (令和2年4月指定)	学校法人国際学園	神奈川県横浜市	「個別の学習支援計画」を作成し、一人一人の特性に応じた支援を行うとともに、学校設定教科「星槎の時間」「SST」「労作」を設定し、社会で活躍する基礎力の養成を目指す。
17	大田区立御園中学校 (令和3年4月開校)	大田区教育委員会	東京都大田区	「キャリア教育」を新設し、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力の育成を目指す。
18	宮城県富谷市立富谷中学校 (令和4年4月開校)	富谷市教育委員会	宮城県富谷市	不登校生徒が自らのテーマを設定し、探究的な学習ができるよう、総合的な学習の時間の充実を図り、自分が興味ある分野を追究し、生徒同士で発表し合うことで、自己肯定感や信頼感を高める。
19	大和市立引地台中学校 (令和4年4月開校)	大和市教育委員会	神奈川県大和市	「教養科」を教科として新設し、各教科等を横断的に取り扱った学習内容や、体験的な学習を多く取り入れ、幅広い教養を身に付け、不登校生徒が将来に向けての社会的自立につなげるための資質・能力を育成する。
20	三豊市立高瀬中学校 (令和4年4月開校)	三豊市教育委員会	香川県三豊市	個別学習の時間や夜間中学校という特色を活かして外国人生徒や異なる年代の生徒と交流する時間を設けることで、社会的に自立できることを目指す。
21	世田谷区立世田谷中学校 (令和4年4月開校)	世田谷区教育委員会	東京都世田谷区	「キャリアデザイン学習」を教科として新設し、生徒それぞれの得意な分野や好きな分野について学びを深めるとともに、協働的な学びを通じて、個性の伸長と探究心の充実、コミュニケーション能力の育成、幅広い視野等の育成を目指す。

不登校特例校の設置に向けて【手引き】

令和2年1月 文部科学省作成

【趣旨】

「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」や同法に基づく基本指針では、不登校児童生徒に対する多様な適切な教育機会の確保のため、不登校児童生徒等を対象とする特別の教育課程を編成して教育を実施する学校（不登校特例校）の設置促進が示されているところ、各自治体等における特例校の設置に向けた検討が進むよう、また、すでに設置している自治体等においても一層の希望者の受入れや教育の質の向上等が図られるよう、各種のデータを掲載するとともに、設置・運営上の工夫や具体的な事例などを紹介する手引きを作成した。

【主な内容】

I 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律

II 特例校の現状

→ 特例校の設置状況や平成28年に実施した調査の結果等を紹介。



III 設置・運営について

→ 対象となる児童生徒の範囲、特別の教育課程の編成、申請の手続き等
不登校特例校を新たに設置する場合やすでに指定を受けている学校の実施計画を変更する場合の手続きや留意事項について、分かりやすく解説。

IV 事例紹介

→ 不登校特例校4校の事例を紹介。

V 参考資料

★文部科学省ホームページにて掲載 → https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1387008.htm

不登校特例校で検索！

不登校特例校の特色と教育上の効果について

※不登校特例校の設置に向けて【手引き】
(令和2年1月)より抜粋

不登校児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があると認められる場合、特定の学校において教育課程の基準によらずに特別の教育課程を編成することができる。

各校の特色ある教育課程

- 年間の総授業時間数の低減 ⇒ **750時間程度**
- 体験型学習として**校外学習を年4回以上**実施
- **朝の時間や放課後のゆとり**を考え、午前2時間・午後2時間を基本とし、授業時数を770時間に設定
- 本校ならではの特色のある教科・時間として、**音楽・美術・技術・家庭を統合した「創作工房」、道徳及び特別活動の時間を統合した「コミュニケーションタイム」等を新設**
- コミュニケーション能力の向上を図るため、道徳（35時間）を**ソーシャルスキルトレーニング**の授業として実施
- 理科や社会を中心に、問題解決学習を中心とした**合科的指導やフィールドワーク、体験学習、ボランティア活動**を実施
- **習熟度別クラスの編成、学年の枠を越えたクラス編成**を行い指導を実施
- **一人一人に応じた学習のレベル、学習量、学習のスピード**で実施
- 体験的学習時間を多く確保するため、**総合的な学習の時間を85時間（1年）～105時間（2・3年）**に増加

教育上の効果

- 市内で不登校になっている児童生徒を受け入れることで、**基礎学力の定着と社会性の育成を行い、上級学校への進学など多くの子供たちの不登校を改善できている。**特に学習意欲があるが、学校に通えない子供には大きな改善や効果がある教育活動を実施できていると考える。
- 生徒は各々の発達のペースに合わせた課題設定がなされ、それらの**スモールステップに対する取組みが評価されることによつて自己肯定感が高まった。**それまで諦めがちであったことにも意欲的に挑戦する姿勢が多くなった。このことは高等学校またその先の進路設定にも好影響を与え、それぞれ自分に合った自立の道を得ている。
- 生徒の表情の変化は同時に保護者に対しても反映し、**不安や悩みでうつむいていたものが、意欲的に学習するように変化している。**不登校児童生徒への家庭の応援体制が整うことは、当然生徒にも良い影響を与えている。
- 様々な理由で不登校となり、本来校へ復帰できず**行き場のない生徒の学習の場、居場所として有効**である。特に定員を少数としていることもあり、**集団での活動は苦手だが、個別又は小集団での活動なら適応できる生徒が学校に通えている。**

不登校児童生徒が自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について

令和元年10月25日元文科初第 698 号
不登校児童生徒への支援の在り方について

- 【背景】 不登校児童生徒の中には、
- ・家庭にひきこもりがちであるため、十分な支援が行き届いていない
 - ・不登校であることによる学習の遅れなどが、学校への復帰や中学校卒業後の進路選択の妨げになっている
- 場合があり、このような不登校児童生徒に対する支援が必要。

- 不登校児童生徒が自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合、校長は、指導要録上出席扱いとすること及びその成果を評価に反映することができる

出席扱いの要件

- 保護者と学校との間に十分な連携・協力関係があること
- ICTや郵送、FAX、電子メールなどの通信方法を活用して提供される学習活動であること
- 訪問等による対面の指導が適切に行われること
- 計画的な学習プログラムであること
- 校長が対面指導や学習活動の状況を十分に把握していること
- 基本的に学校外の公的機関等で相談・指導を受けられないような場合に行う学習活動であること
- 学習活動の評価を成果に反映する場合には、学校が把握した当該学習の計画や内容が、その学校の教育課程に照らし適切と判断される場合であること 等

(留意事項)

- ・出席扱いとすることにより不登校が必要な程度を超えて長期にわたることを助長しないように留意
- ・出席扱いとした場合、すべての教科・観点について観点別学習状況及び評定を記載できない場合でも、たとえば自宅における学習状況を所見欄に文章記述するなど、学習の努力を認め、次年度以降の指導に生かすという観点から適切な記載がのぞまれること。また、民間業者が提供する教材やインターネット上の学習システムを活用する場合は、当該教材の学習履歴や学習時間、確認テストの結果などに基づいて評価を行うことも考えられること。 等

制度の周知

- 令和4年3月の通知において、不登校児童生徒の教育機会確保のために、ICTを活用した学習支援を行うことが重要であること等を示し、取組を促した。自治体向けの政策説明の場においても、制度の周知を行った。
- また、今後の取組の推進に資するよう、自治体における学習評価への反映に向けた取組事例や課題についてヒアリング等を実施した。

自治体における取組

(鳥取県)

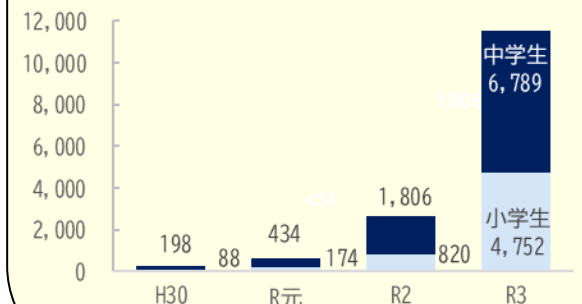
県教育支援センターに、訪問等により児童生徒への学習支援や保護者への助言等を行う「自宅学習支援員」を配置。

児童生徒は県が契約している民間オンライン教材により学習。学習支援報告書を市町村教育委員会経由で在籍校に提出し、学校長が指導要録上の出席扱い等を判断。

(福岡市)

学校内の別室において授業を受けられる場合、学校内の別室へ授業のオンライン配信を実施。学校内の別室での学習が困難な場合は、通信環境の確認を行った上で、自宅へのオンライン配信を実施し、学校長が指導要録上の出席扱い等を判断。

自宅におけるICT等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとした不登校児童生徒数(全国)



(出典)児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査(H30,R1,R2,R3年度)

不登校児童生徒の校内の別室における相談・指導体制の充実について

◇ 校内の別室における相談・指導の事例

- これまで欠席が続いていたが、教室以外の場所であれば登校を再開できそうな児童生徒や、これまで教室に登校できていたが、教室に入りづらさを感じ始めた児童生徒が、安心して通うことができる、自宅と教室の中間的な場所として、校内の別室（いわゆる校内適応指導教室等）を設置。
 - 不登校児童生徒の段階的な支援や、不登校の未然防止に向けた相談支援や学習支援を実施。
- ※ 支援に当たっては、スクールカウンセラーや学習指導員の活用も有効。

（設置例）

広島県教育委員会 スペシャルサポートルーム
福岡市教育委員会 ステップルーム



<自宅>



<校内の別室>



<教室>

（参考）中央教育審議会答申 令和3年1月26日

「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～ （抜粋）

第Ⅱ部 各論

2. 9年間を見通した新時代の義務教育の在り方について

（4）義務教育を全ての児童生徒等に実質的に保障するための方策

① 不登校児童生徒への対応

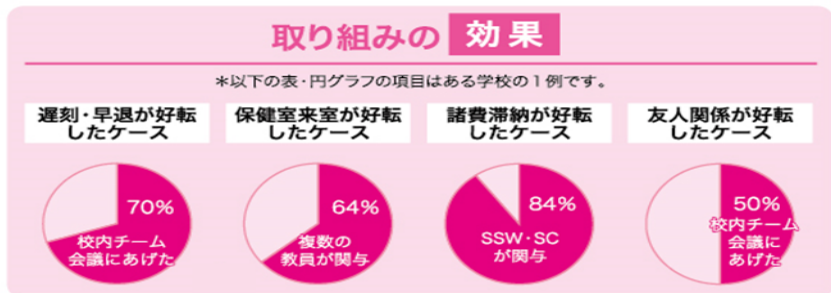
○ このため、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置時間等の充実による相談体制の整備，アウトリーチ型支援の実施を含む不登校支援の中核となる教育支援センターの機能強化，不登校特例校の設置促進，公と民との連携による施設の設置・運営など教育委員会・学校と多様な教育機会を提供しているフリースクール等の民間の団体とが連携し，相互に協力・補完し合いながら不登校児童生徒に対する支援を行う取組の充実，自宅等でのICTの活用等多様な教育機会の確保など、子供たちが学校で安心して教育が受けられるよう、学校内外において、個々の状況に応じた段階的な支援策を講じるとともに、更に効果的な対策を講じるため、スクリーニングの実施による児童生徒の支援ニーズの早期把握や校内の別室における相談・指導体制の充実等の調査研究を進めていくことが必要である。

児童虐待等の早期発見のための「スクリーニング活用ガイド」(パンフレットから抜粋)

- 校内全ての児童生徒を対象に、遅刻状況やう歯といった情報について統一した基準で学校職員間（SC及びSSW含む）において把握や共有を行い、必要な支援の方向性を暫定的に決定する「スクリーニング」の活用により、児童虐待など表面化しにくい問題の早期発見、早期対応のほか、習慣的に行うことで教員の抱え込みの解消や、学校のチーム力の向上が期待される。

<概要パンフレットから>

スクリーニングの効果



実施教員の声

- ・ 学年団で1人ずつ見つめ直して、「そういえばこの子そうやったね」と話し合え、1人ひとりがよくみえるようになった。
- ・ スクリーニングシートの項目が1つの指標になり、子供のどんな様子に着目すべきなのか、若手教員にとってもわかりやすくなった。
- ・ 教師の家庭や子供理解が進み、子供が通いやすい学校環境につながった。
- ・ あまり気にかけてなかった子のしんどさも見え「隠れしんどい子」の発見につながった。
- ・ 複数の視点が入ることで、学校での目に見える様子から、その向こうにある目に見えない家庭状況などへの配慮ができるようになってきた。
- ・ みんなで検討してもらった些細な声かけだが、自信をもってできる。
- ・ 役割分担が明確になって、教師が整理してSSWを活用するようになった。

虐待リスク
いじめリスク
貧困リスク
発見できる！

スクリーニング活用ガイド

～表面化しにくい児童虐待、いじめ、経済的問題の早期発見のために～

スクリーニングとは

全ての児童生徒を対象として、問題の未然防止のために、データに基づいて、潜在的に支援が必要な児童生徒や家庭を適切な支援につなぐための迅速な識別

教師にとって
児童生徒理解が深まる

スクールカウンセラー、
スクールソーシャルワーカーにとって
発見、重大事案の
予防につながる

全てにとって
1人の抱え込みの防止、
負担軽減、チーム力UP！

スクリーニングの進め方



発行：文部科学省
協力：大阪府立大学 山野則子研究室
eb-ssw@sw.osakafu-u.ac.jp

このシートはチェックだけでなく、チェックや議論の結果から方向性が示唆されるシートです。御活用の際は上記アドレスに御連絡ください。

いじめ対策・不登校児童生徒支援等の推進

令和5年度予算額（案）
（前年度予算額）

85億円
80億円



文部科学省

背景・課題

- 近年、いじめの重大事態や暴力行為の発生件数、不登校児童生徒数、児童生徒の自殺者数等が増加傾向にあるなど、教育委員会・学校だけでは対応できない児童生徒の課題が深刻化。
- 相談・支援を受けておらず、不登校が長期化している児童生徒に対し、必要な支援を行うことが、極めて重要かつ喫緊の課題。
- 事案発生後の対応だけでなく、いじめ等を未然に防止し、全ての子供たちが安心して学校に通えるよう、多様な児童生徒の状況に応じ福祉部局等とも連携した支援を行うことは喫緊の課題。

目標

- こども家庭庁とも連携を図りながら、いじめの未然防止、不登校等の早期把握・早期対応や教育相談体制の整備など、困難を抱える児童生徒に対し、オンラインも活用しながら、学校や地域において福祉部局等とも連携した広域的な支援体制の構築を社会総がかりで推進する。

文部科学省 <令和5年度予算額案>

専門家を活用した相談体制の整備・関係機関との連携強化等 8,461百万円(7,902百万円)

いじめ対策・不登校支援等に関する調査研究
50百万円(44百万円)【委託】

①スクールカウンセラーの配置充実

- ・全公立小中学校への配置(27,500校、週4時間)
- ・上記に加えた**重点配置の拡充**
(5,400校→**7,200校**、週4時間)
- ・不登校児童生徒等への**オンラインを活用した広域的な支援体制整備** (67箇所)【新規】
- ・連絡協議会等を通じた質向上の取組の推進
- ・自殺予防教育実施の支援

②スクールソーシャルワーカーの配置充実

- ・全中学校区への配置(10,000中学校区、週3時間)
- ・上記に加えた**重点配置の拡充**
(6,900校→**9,000校**、週3時間)
- ・不登校児童生徒等への**オンラインを活用した広域的な支援体制整備** (67箇所)【新規】
- ・連絡協議会等を通じた質向上の取組の推進

③不登校児童生徒に対する支援の推進

- ・**不登校特例校の設置促進**【新規】

④SNS等を活用した相談体制の整備推進

- ①いじめ・不登校等の未然防止に向けた魅力ある学校づくりに関する調査研究
ゲーム依存等を含むスクリーニング、心身の状況変化の把握に資する1人1台端末等の活用、福祉・医療、民間団体等との連携など
- ②スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの常勤化に向けた調査研究
- ③電話等を有機的に活用した相談体制の在り方に関する調査研究

連携

こども家庭庁

困難な状況にあるこどもへの支援

- ・居場所づくり支援
- ・こどもを守るための情報・データ連携
- ・社会的養護を必要とするこどもに対する支援の充実
- ・アウトリーチ支援 等



いじめ対策

- ①学校外からのアプローチの開発・実証
(地域の相談体制整備やいじめ解決の仕組みづくり)
- ②いじめ調査アドバイザーの任命・活用
(重大事態調査を立ち上げる首長部局への助言等)
- ③普及・啓発

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー

による教育相談体制の充実

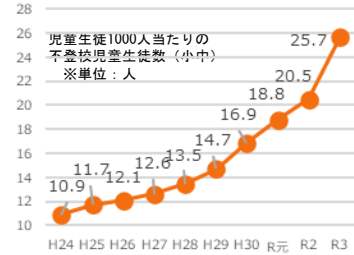
令和5年度予算額 (案)
(前年度予算額)

82億円
77億円)



文部科学省

- ◆ 義務教育段階の不登校児童生徒数は、平成24年度から9年連続で全体の人数・児童生徒千人当たりの人数ともに増加しており、**様々な課題を抱える児童生徒への早期支援、不登校状態にある児童生徒への手厚い支援**に向けた相談体制の充実が必要。
- ◆ また、社会問題化している昨今の児童虐待相談対応件数の急増等を踏まえ、**学校における児童虐待の未然防止・早期発見や、児童虐待発生時の迅速・的確な対応**に向けた相談体制の充実も喫緊の課題。
- ◆ さらに、「**経済財政運営と改革の基本方針2022**」等を踏まえ、**重大ないじめ・自殺や不登校、ヤングケアラーの早期対応等**に向けた相談体制の充実も課題。



スクールカウンセラー等活用事業

令和5年度予算額(案) : 5,889百万円(前年度予算額 : 5,581百万円)

- ✓ 補助割合 : 国 1/3、都道府県・政令指定都市 2/3
- ✓ 実施主体 : 都道府県・政令指定都市
- ✓ 補助対象経費 : 報酬・期末手当、交通費等



- ✓ 児童生徒の心理に関して専門的な知識・経験を有する者
⇒児童の心理に関する支援に従事(学教法施行規則)
- ✓ 公認心理師、臨床心理士等

- ✓ **全公立小中学校**に対する配置 (27,500校)
- ✓ 配置時間 : 週 1 回概ね 4 時間程度

基礎配置に加え、配置時間を週 1 回 4 時間加算

⇒重点配置の活用により、**週 1 回 8 時間(終日) 以上の配置も可能**

- **いじめ・不登校対策**のための重点配置 : **2,900校** (←2,000校)
※不登校特例校や夜間中学への配置を含む
- **教育支援センター**の機能強化 : **250箇所**
- **虐待対策**のための重点配置 : **2,000校** (←1,500校)
- **貧困対策**のための重点配置 : **2,300校** (←1,900校)

- **スーパーバイザー**の配置 : **90人**

上記のほか、**自殺予防教育実施の支援**を含む

スクールソーシャルワーカー活用事業

令和5年度予算額(案) : 2,313百万円(前年度予算額 : 2,132百万円)

- ✓ 補助割合 : 国 1/3、都道府県・政令指定都市・中核市 2/3
- ✓ 実施主体 : 都道府県・政令指定都市・中核市
- ✓ 補助対象経費 : 報酬・期末手当、交通費等



- ✓ 福祉に関して専門的な知識・経験を有する者
⇒児童の福祉に関する支援に従事(学教法施行規則)
- ✓ 社会福祉士、精神保健福祉士等

- ✓ **全中学校区**に対する配置 (10,000中学校区)
- ✓ 配置時間 : 週 1 回 3 時間

基礎配置に加え、配置時間を週 1 回 3 時間加算

⇒重点配置の活用により、**週 2 回や週 3 回の配置も可能**

- **いじめ・不登校対策**のための重点配置 : **3,000校** (←2,000校)
※不登校特例校・夜間中学への配置を含む
- **教育支援センター**の機能強化 : **250箇所**
- **虐待対策**のための重点配置 : **2,500校** (←2,000校)
- **貧困対策**のための重点配置 : **3,500校** (←2,900校)
※ヤングケアラー支援のための配置を含む

- **スーパーバイザー**の配置 : **90人**

補助制度

求められる能力・資格

基盤となる配置

重点配置等

いじめ
不登校

虐待
貧困

質の向上

オンライン活用拠点

- **オンラインカウンセリング**活用のための配置 : **67箇所** (新規)

- **オンラインを活用した支援**のための配置 : **67箇所** (新規)

不登校児童生徒に対する支援推進事業

令和5年度予算額 (案)
 (前年度予算額)

2.6億円
 1.9億円)



- 【背景】 ○ 不登校児童生徒数は9年連続増加（令和3年度の小・中学校における不登校児童生徒数：約2万4千5百人）
 ○ 平成28年12月7日、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が成立し、同法第7条を踏まえ、平成29年3月、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」を策定
 ⇒ **不登校児童生徒への多様で適切な教育機会の確保が重要**

事業概要

《不登校児童生徒支援に係る関係機関の連携体制の整備》

◆不登校児童生徒支援協議会等の設置

教育委員会やフリースクール等の民間団体を含めた関係機関との連携により、関係機関が定期的に不登校児童生徒の支援の在り方について協議を行う協議会等を設置。



◆関係機関との連携を支援するコーディネーター等の配置

不登校児童生徒への支援に関する窓口として、関係機関間の連絡調整、支援に関する学校への指導・助言等を実施するコーディネーター等を配置。

《学校内外における多様な不登校児童生徒の支援の推進》

◆教職員研修会や保護者学習会等の実施

不登校児童生徒への多様で適切な支援を推進するため、フリースクール等の民間団体と連携するなどして、教職員向けの研修会や不登校児童生徒を抱える保護者向け学習会等を実施。

◆教育支援センターにおける多様な相談・支援体制の強化

✓ アウトリーチ型支援等の実施

教育支援センターに通うことが困難な不登校児童生徒に対して、きめ細かな支援が行き届くように家庭訪問や多様な場を活用した相談を行ったり、学習支援等を行う支援員、保護者や教職員への助言を行う人材を配置する広域的な支援体制を整備。

✓ 教育支援センター等を中核とした支援ネットワークの整備

《不登校特例校の設置促進・充実》

◆不登校特例校の設置準備に関する支援（20自治体）

不登校特例校の設置検討や準備に係る協議会等の設置、地域住民等に対する広報や不登校特例校設置のためのニーズ調査の実施等特例校の設置推進に関する経費を措置。

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置 (関連施策)

■スクールカウンセラー等活用事業・スクールソーシャルワーカー活用事業

令和5年度予算額 (案) 82億円

- 事業内容
 スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置による教育相談体制の整備に要する経費の補助。
- 補助事業者 都道府県・指定都市（SSWのみ中核市も対象）
- 補助率 1 / 3

支援スタッフの配置 (関連施策)

■学力向上を目的とした学校教育活動支援

令和5年度予算額 (案) 36億円の内数

- 事業内容
 いじめ・不登校等への対応のため、教師に加えて多様な支援スタッフが学校の教育活動に参画する取組に要する経費の補助。
- 補助事業者 都道府県・指定都市（市区町村は間接補助）
- 補助率 1 / 3

不登校児童生徒への対応に取り組む私立学校への支援 (関連施策)

■教育改革推進特別経費（教育の質の向上を図る学校支援経費）

令和5年度予算額 (案) 19億円の内数

- 事業内容
 私立学校におけるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の活用による不登校児童生徒への教育機会の確保に要する経費の補助。
- 補助事業者 都道府県
- 補助率 1 / 2

実施主体	都道府県、政令指定都市 等
補助割合	国 1/3 都道府県・政令指定都市 等 2/3
補助対象経費	謝金、旅費、報酬、期末手当、交通費等

背景・課題

- **不登校児童生徒は9年連続増加**（令和3年度の小・中学校における不登校児童生徒数：約24万5千人）しており、憂慮すべき状況。
- 平成28年12月に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が成立し、多様な背景を持つ**不登校児童生徒の個々に応じた教育の機会の確保**に資するため、特別の教育課程に基づく教育を行う学校（不登校特例校）の整備等が求められている。
- 「**経済財政運営と改革の基本方針2022**（令和4年6月閣議決定）」においても「**不登校特例校の全都道府県等での設置や指導の充実の促進**」を初めて明記。
- 都道府県等による広域を対象とした不登校特例校（分教室型含む）や夜間中学との連携等を通じた**特色のある不登校特例校の設置促進**を図るため、自治体に対して、設置準備に係る支援が必要。

事業内容

① 不登校特例校の設置準備に関する支援 98百万円

■ **不登校特例校の設置検討や準備に係る協議会等の設置やプレイルーム設置に係る備品等設置準備に関する経費を措置。**

■ **地域住民等に対する広報や不登校特例校設立のためのニーズ調査の実施に関する経費を措置。**

※設置後の支援の在り方は今後検討

【関連施策】

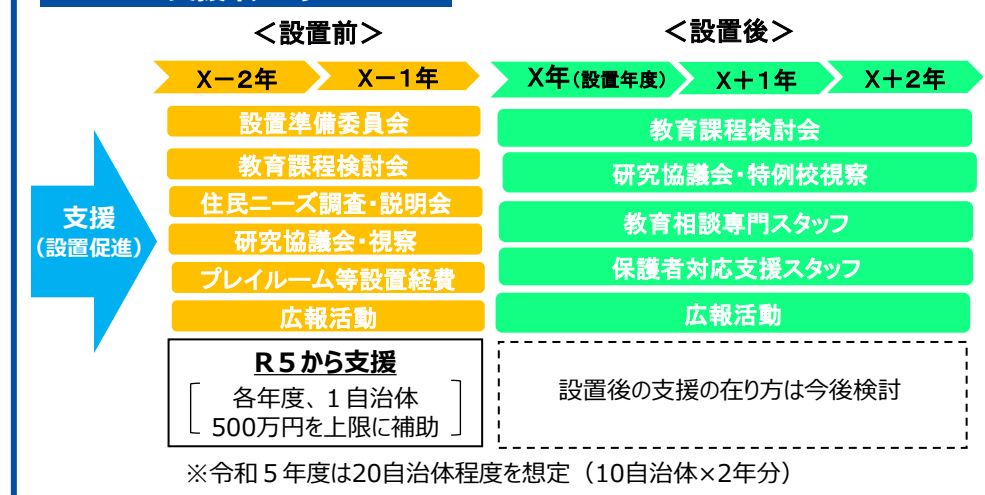
- ▶ 公立学校施設の整備、私立学校施設・設備の整備の推進
- ▶ 不登校児童生徒個々の実情に対応するために必要な支援に係る教員配置（義務教育費国庫負担金）
- ▶ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置（公立）スクールカウンセラー等活用事業・スクールソーシャルワーカー活用事業（私立）私立高等学校等経常費助成費補助金（特別補助）
- ▶ 養護教諭等の業務支援体制の充実
- ▶ 夜間中学の設置促進・充実

② 不登校特例校の教育の充実に関する調査研究委託 14百万円

■ 不登校児童生徒の実情に応じた教育課程及び教育活動の工夫や学校運営上の取組、地域との連携等、不登校特例校の教育の充実に関する調査研究を実施。

- ・ ICT等を活用した教育活動の効果やカリキュラムの開発
- ・ 自宅における学習活動の把握方法と評価への反映の在り方
- ・ 不登校児童生徒の社会的自立を目指した地域との連携の在り方 等

支援イメージ



実施主体

都道府県、政令指定都市、市区町村

補助率

国 1/3、都道府県等 2/3

委託先

不登校特例校を設置する都道府県、政令指定都市、市町村、学校法人

不登校に関する調査研究協力者会議

令和3年9月30日 初等中等教育局長決定

1 設置の目的

- 「不登校児童生徒への支援に関する最終報告」（平成28年7月）や教育機会確保法の趣旨を踏まえつつ、中央教育審議会答申（令和3年1月）や教育再生実行会議提言（令和3年6月）及び不登校児童生徒本人・保護者へのアンケート調査（令和3年10月）、コロナ禍による人々の意識の変化や社会全体のDX推進の状況等を踏まえ、今後重点的に実施すべき施策の方向性について検討を行った。

2 開催実績

- 第1回：令和3年10月6日
 - ・不登校児童生徒本人・保護者へのアンケート調査の結果について協議
 - ・横浜市教育委員会から不登校施策の現状と課題についてヒアリング
- 第2回：令和3年11月25日
 - ・令和2年度問題行動・不登校調査の結果について協議
 - ・鳥取県・京都市教育委員会から不登校施策の現状と課題についてヒアリング
- 第3回：令和3年12月21日
 - ・家庭教育支援センターペアレンツキャンプからヒアリング
 - ・とりまとめに向けた論点案について協議
- 第4回：令和4年2月17日
 - ・教育委員会における学校外の公的機関や民間施設、ICT等の活用による学習に関する現状の取組と課題について協議
 - ・フリースクール全国ネットワークからヒアリング
 - ・さいたま市教育委員会からICTを活用した不登校児童生徒への支援についてヒアリング
 - ・報告書素案について協議
- 第5回：令和4年5月23日
 - ・報告書（案）について協議

3 委員

- 石川悦子（こども教育宝仙大学こども教育学部教授）
- 伊藤美奈子（奈良女子大学大学院生活環境科学系教授）
- 江川和弥（フリースクール全国ネットワーク代表理事）
- 沖山栄一（東京都立世田谷泉高等学校統括校長）
- 小林幸恵（全国養護教諭連絡協議会会長）
- 斎藤環（筑波大学医学医療系教授）
- 齋藤真人（学校法人立花学園立花高等学校理事長・校長）
- 笹森洋樹（国立特別支援教育総合研究所上席総括研究員）
- 佐藤博（家庭教育支援センターペアレンツキャンプ代表カウンセラー）
- 佐藤博之（日本PTA全国協議会副会長）
- 白井智子（新公益連盟代表理事）
- 野田正人（立命館大学大学院人間科学研究科特任教授）
- 原和輝（全国適応指導教室・教育支援センター等連絡協議会会長）
- 笛木啓介（大田区立大森第三中学校長）
- 三橋正文（鳥取県教育委員会参事監・小中学校課長・学びの改革推進室長）
- 安田哲也（徳島市立佐古小学校長）
- 渡邊香子（横浜市教育委員会事務局人権健康教育部人権教育・児童生徒課担当係長）

（●：座長）

1 不登校の現状と実態把握

○令和2年度問題行動等調査

- ・小・中学校における不登校児童生徒数は調査開始以来最多の196,127人
- ・コロナ禍による生活環境の変化により、生活リズムが乱れやすい状況であったこと、学校生活において様々な制限がある中でうまく交友関係が築けない等、登校する意欲が湧きにくい状況にあった可能性
- ・学校内・外いずれの機関においても相談・指導を受けていない児童生徒は34.3% (67,294人)

⇒相談につながりにくい、課題を抱えている児童生徒を学校・教育委員会において早期に把握し、適切な支援につなげていくことが必要。

○不登校児童生徒本人・保護者へのアンケート調査

- ・「最初に学校に行きづらいつ感じ始めたきっかけ」について、「先生のこと」「身体の不調」「生活リズムの乱れ」「友達のこと」がそれぞれ3割程度を占めるなど、不登校児童生徒の背景・支援ニーズの多様さが浮き彫りに。また、教員や学校の対応や理解不足がきっかけで不登校となった事例も。
- ・学校を休んでいる間の「最初のきっかけとは別の学校に行きづらくなる理由」では、「勉強が分からない」が最多であり、欠席中の学習支援の重要性が再認識される結果に。

⇒多様な児童生徒への対応に当たっては、経験等により得られた特定の指導・支援方法が適切な場合もあれば、個々の児童生徒の状況によっては適さない場合もあることを、学校や教職員等は常に念頭に置くことが必要。

**個々の不登校児童生徒の状況を適切に把握し、
多様な支援を実施することが必要**

「不登校」の考え方

登校という結果のみを目標とせず社会的自立を図ること
状況によっては休養が必要、学校に行けなくても悲観する
必要はなく様々な教育機会を活用！！

2 今後重点的に実施すべき施策の方向性

① 誰一人取り残されない学校づくり

- ・教育機会確保法の学校現場への周知・浸透に向けた**広報・啓発資料の作成**や、教育委員会や独立法人教職員支援機構における**研修の実施**
- ・校長等のリーダーシップによる専門職を活用した**チーム学校による魅力ある学校づくり**
- ・児童生徒本人が様々なストレスやその解消方法、自らの精神的な状況について理解し、安心して周囲の大人や友人にSOSを出せるよう、**養護教諭やSC等を活用した心の健康の保持に係る教育の実施**

② 不登校傾向のある児童生徒に関する支援ニーズの早期把握

- ・児童生徒が抱える**課題の早期把握に向けた全児童生徒**を対象とした、**スクリーニングの実施**及びスクリーニングにより**課題を把握した児童生徒**に対する「**児童生徒理解・支援シート**」を活用した支援策の策定
- ・不登校の早期段階において、教室とは別の場所で**個別の学習支援や相談支援を実施するための「校内教育支援センター」**の充実
- ・一部の学年を対象とした**SCによる全員面接**により、SOSを出せていない児童生徒を早期に把握するとともに、面接を経験することによる大人へ相談することの敷居を低減
- ・**一人一台端末を活用し、児童生徒の健康状況や気持ちの変化を確認**するなど、ICTを適切に活用した組織的・客観的な児童生徒の状況把握

③ 不登校児童生徒の多様な教育機会の確保

- ・都道府県等による**広域を対象とした不登校特例校(分教室型含む)**や**夜間中学との連携**等を通じた**特色ある不登校特例校の設置推進**や**指導体制の充実**
- ・「不登校児童生徒支援協議会」の設置・活用等による**学校・教育委員会とフリースクール等民間団体との対話の場を通じた連携促進**
- ・フリースクール等民間団体の**ノウハウを活用した公設民営の教育支援センターの設置**等、教育支援センターの支援充実
- ・教育支援センターの機能を強化し、**遠隔地や相談に繋がりにくい児童生徒へのアウトリーチ型支援**や**ICTを活用した学習・体験活動、相談支援**等を一括して行う「**不登校児童生徒支援センター**」(仮称)の設置促進
- ・学校外のフリースクール等民間団体や自宅におけるICTを活用した**不登校児童生徒の学習状況を学校において適切に把握**し、出席扱い等につなげていくための課題の分析や改善方法に関する**調査研究の実施**

④ 不登校児童生徒の社会的自立を目指した中長期的支援

- ・**教員養成段階における教員の教育相談スキルの向上**や、SC・SSWによる**オンラインの活用**等による教育相談の充実
- ・関係機関等が連携したアウトリーチ支援や保護者への支援も視野に入れた**家庭教育支援の充実**
- ・学校復帰のみにとらわれず、不登校児童生徒の将来を見据えた**社会的自立**のため、多様な価値観を認め、児童生徒の**目標の幅を広げるような支援の実施**